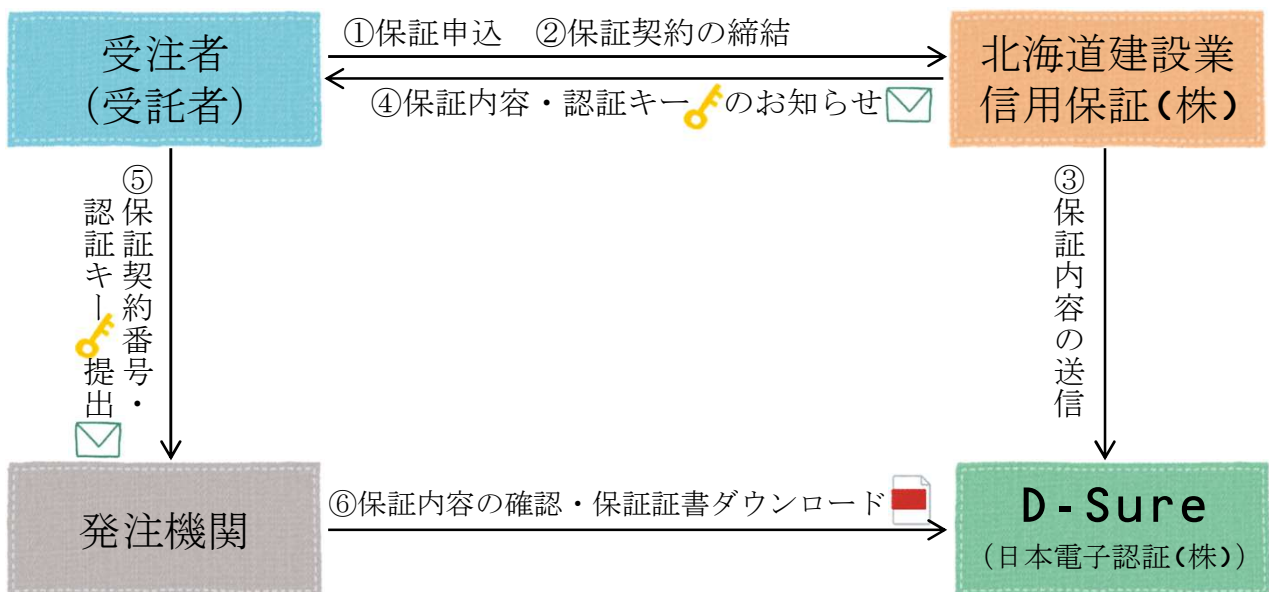


令和4年10月1日以降に入札公告等されたものから

電子保証証書を活用すると、 メールで前払金請求手続きができます

保証会社が発行する「認証キー」等をご提出いただくことで、インターネット上に保管されている電子証書を、発注者が確認できるようになりました。

・電子保証証書を活用した前払金請求の流れ



- ・ 請求書は押印不要です
- ・ 提出方法や提出先は、北海道のホームページをご覧ください

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/128901.html>

